

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な適正な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する寄附者が提出する特例申請書を收受及び保管し、当該寄附者の居住する市区町村長にその情報を通知する。 ・特定個人情報ファイルは、次のとおり事務管理を行う。 ①寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受理及び保管 ②当該事務の該当者の税額控除を行う住所地の市区町村に対する通知
③システムの名称	ワンストップ特例申請管理システム(e-NINSHO・IAM・motiONE) 国税連携システム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税申告特例通知ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業交流部産業政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	産業交流部産業政策課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2952
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業交流部産業政策課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2952
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合にのみ行う住基ネット照会では、4情報又は、住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富士市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取りあつかう事務 ③システムの名称	Accessデータベース管理システム	ふるさと納税情報管理システム 審査システム(eLTAX)	事後	システムの変更
令和2年12月25日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取りあつかう事務 ③システムの名称	ふるさと納税情報管理システム 審査システム(eLTAX)	ふるさと納税情報管理システム(Ledghome) 国税連携システム(eLTAX) さとふるオンライン申請(e-NINSHO)	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[○]委託しない	[]委託しない 委託先における不正な利用等のリスク対策は十分か [十分である]	事後	
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第9条第3項及び別表第一16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第9条第3項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	法改正による7
令和8年1月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による追記
令和8年1月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合にのみ行う住基ネット照会では、4情報又は、住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	様式変更による追記
令和8年1月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追記
令和8年1月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式変更による追記
令和8年1月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		富士市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	事後	
令和8年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	ふるさと納税情報管理システム(Ledghome) 国税連携システム(eLTAX) さとふるオンライン申請(e-NINSHO)	ワンストップ特例申請管理システム(e-NINSHO・IAM・motiONE) 国税連携システム(eLTAX)	事後	
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第9条第3項及び別表第一16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和8年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部市民課	産業交流部産業政策課	事後	
令和8年1月15日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財政部市民課長	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	富士市 財政部市民税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734	産業交流部産業政策課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734	事後	
令和8年1月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	富士市 財政部市民税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734	産業交流部産業政策課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734	事後	
令和8年1月15日	I しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	